

伊佐市農業委員会第8回総会議事録

1. 開催日時 令和5年11月29日(水) 午前8時59分から9時55分

2. 開催場所 菱刈庁舎 3階大会議室

3. 出席委員 (24人)

会 長 13番委員

委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1番委員	7番委員	1番推進委員	8番推進委員
3番委員	9番委員	2番推進委員	9番推進委員
4番委員	10番委員	3番推進委員	10番推進委員
5番委員	11番委員	4番推進委員	11番推進委員
6番委員	12番委員	5番推進委員	14番推進委員
		6番推進委員	15番推進委員
		7番推進委員	

4. 欠席委員 (2人)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 5番委員 6番委員

第2 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更(用途区分変更・除外・編入)申出」の意見決定について

議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長	農地振興係長
農地振興係書記	農地振興係書記

【開始時間 午前8時59分】

事務局長 おはようございます。只今より、令和5年度 第8回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。
本日の出席人数は11名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よろしく申し上げます。

議長 皆様おはようございます。本年もあと一ヶ月で終わりとなります。皆様、体に気を付けて活動をお願いいたします。
本日の議事録署名委員を指名いたします。5番農業委員と6番農業委員をお願いいたします。皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。
只今より総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より諸般の報告について、報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」についての報告を求めます。

事務局 報告1号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきまして、資料の1ページから4ページで農業経営基盤強化促進法による解約が12件、中間管理機構経由解約が1件の計13件です。以上、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題とします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転につきまして説明いたします。別紙5ページをご覧ください。

整理番号1番の譲渡人は、静岡県御殿場市神山に居住されている TA さんです。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田に居住する認定農業者の KS さん 76 歳です。

土地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字池ノ上 73 番 3、地目は田、地積は 1,711 m²です。

申請地は、伊佐市役所菱刈庁舎より南西に約 1.7 km に位置し、農用地区域内農地に指定され良く管理された田です。

整理番号2番の譲渡人は、愛知県瀬戸市上松山町に居住される IK さんです。

譲受人は、伊佐市菱刈南浦に事務所を置く農地所有適格法人の 株式会社 F です。

土地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字原田 3988 番 2、地目は田、地積は 889 m²です。

申請地は、伊佐市役所菱刈庁舎より南に約 2.2 km に位置し、農用地区域内農地に指定され良く管理された田です。

整理番号3番の譲渡人は、鹿児島市名山町に所在する 公益財団法人 K です。

譲受人は、伊佐市大口山野に所在する認定農業者で農地所有適格法人の S 株式会社です。農地中間管理事業の農地売買等事業による所有権移転売買です。

土地の所在地は、伊佐市大口小木原字永里 1467 番 1 で、地目は田、地積は 2,960 m²です。

申請地は、夢さくら館から南東へ約 1.7km に位置する農用地区域内農地に指定されているよく管理された農地です。

続きまして貸借について説明いたします。

11 ページの総括表をご覧ください。期間は3年から 10 年で面積は 60,424 m²で、利用権を設定する者の数が 21 人、設定を受ける者の数は 18 人です。土地の詳細につきましては資料 6 ページから 10 ページ、番号 1 番から 23 番のとおりです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第 1 号につ

いて事務局の報告のとおり決定することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番から7番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。

申請人 NRさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は58歳です。

渡し人 NSさんは、伊佐市菱刈下手に居住され、年齢は73歳です。

申請地は、伊佐市菱刈前目字川除1124番3、地目は田、地積は1,120㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は3名で、通作距離は自宅から約300mで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号2番について、9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。

申請人 SHさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は68歳です。

渡し人 KTさんは、伊佐市大口牛尾に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市大口牛尾字岩ノ元1262番1、地目は田、地積は206㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約300m以内で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 整理番号3番について、事務局の報告を求めます。

事 務 局 整理番号3番につきまして、報告者である2番農業委員が欠席のため事務局が報告書を代読します。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番につきまして、去る11月24日に2番委員が現地調査を行ないましたので事務局が代理で報告いたします。

申請人 HOさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は80歳です。

渡し人 YSさんは、伊佐市菱刈荒田に居住され、年齢は90歳です。

申請地は、伊佐市菱刈荒田字島崎2478番で、地目は田、地積は1,936㎡で贈与であります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。耕作意欲はあり必要な農機具は完備されております。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。

議 長 整理番号4番について、4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
農 業 委 員 のうち、整理番号4番につきまして、去る11月27日に現地調査を行いましたので、4番が報告いたします。

申請人 SHさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 YIさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は79歳です。

申請地は、伊佐市大口里字小水流1727番5、地目は畑、地積は123㎡の所有権移転贈与になります。

農業従事者は2名で、申請地は申請人の自宅に隣接しており現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証

明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。

11番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号5番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。

申請人 YKさんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は73歳です。

渡し人 TJさんは、宮崎県都城市花繰町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口大田字川島2332番349、地目は田で、地積は881㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号6番について、10番農業委員の報告を求めます。

10番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号6番につきまして、去る11月23日に現地調査を行いましたので、10番が報告いたします。

申請人 STさんは、出水市上鯖淵に居住される市外住民で年齢は56歳です。

渡し人 ANさんは、岐阜県恵那市上矢作町に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口針持字水堀2167番3、地目は田、地積は1,279㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は申請人の自家から約5分で現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 整理番号7番について、1番農業委員の報告を求めます。

- 1 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について
農業委員 のうち、整理番号7番につきまして、去る11月23日に現地調査を行いましたので、1番が報告いたします。
- 申請人 HYさんは、伊佐市大口目丸に居住され、年齢は42歳です。
- 渡し人 SRさんは、熊本県熊本市東区長嶺東に居住される市外住民です。
- 申請地は、伊佐市大口目丸字日和737番1、地目は田、地積は1,621㎡の所有権移転売買になります。
- 農業従事者は1名で、通作距離は自宅から約1kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。
- 以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
- 議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
- (「質疑なし」という声、多数あり。)
- 議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から7番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めまます。
- (全員挙手)
- 議長 賛成多数。よって整理番号1番から7番については許可が決定いたしました。
- 議長 整理番号8番につきましては、この案件は10番農業委員が譲受人となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参加できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。
- 関係議案終了後に入室、着席していただきます。それでは、10番農業委員の退席をお願いします。
- (10番農業委員退席)
- 議長 3番農業委員の報告を求めまます。
- 3 番 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

農業委員 | のうち、整理番号8番につきまして、去る11月24日に現地調査を行いましたので、3番が報告いたします。

申請人 HTさんは、伊佐市大口曾木に居住され、年齢は75歳です。

渡し人 NEさんは、日置市伊集院町猪鹿倉に居住される市外住民です。

申請地は、伊佐市大口曾木字池島59番1ほか2筆、地目は全て田で、地積は3筆合計で2,965㎡の所有権移転売買になります。

農業従事者は2名で、通作距離は自宅から約2kmで現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されています。

以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。委員の皆様方のご審議方よろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 | 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

10番推進委員 | この件に関してということではありませんが、譲渡人、譲受人それぞれの年齢が記載されているものと無いものがありますけれども、これは本人の希望によるものか教えていただきたいのですが。

事務局 | 農家台帳システムよりこの総会資料を出力しますが、住民記録があり生年月日が登録されていれば年齢が記載されますが、市外住民の場合は登録が無い場合年齢が表示されておりません。

議 長 | 他にございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 | なしということでございますので、お諮りします。整理番号8番について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 | 賛成多数。よって整理番号8番は、許可が決定しました。ここで、10番農業委員の入室をお願いします。

(10番農業委員着席)

10番農業委員、許可が決定いたしました。

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数8件について、8件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議長 議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について提案いたします。整理番号1番について事務局の報告を求めます。

事務局 整理番号1番につきまして、報告者である2番農業委員が欠席のため事務局が報告書を代読します。

議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る11月24日、申請人の代理として事務局の立会いのもと、10番推進委員、13番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査を行いましたので、2番が報告いたします。

申請人は、伊佐市菱刈下手にお住いの NSさんで年齢は93歳です。

申請地は、伊佐市菱刈下手字風呂之元3326番1で、地目は田、地積は929㎡であります。

申請地は、市役所菱刈庁舎から西へ約2kmに位置しており、東側、北側、西側は山林、南側は田であります。除外の理由としては、沼田であり鳥獣被害も多く今後の耕作も困難であるため植林をして管理していきたいとのことでした。この申請は具体的な計画があり、転用において被害防除対策が整備される予定です。また、申請地は農用地区域の周辺部であり除外による他の農地への影響もないものと思われまます。除外後は第2種農地その他の農地となりますので、転用は可能であると思われまます。

添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、配置図等が添付されております。以上のことから、この申請については3名の調査員の意見において除外はやむを得ないと判断いたしました。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

（「質疑なし」という声、多数あり。）

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、意見決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。議案第3号「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出」の意見決定について、申請件数1件について1件の意見が決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議長 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番、2番について関連がありますので一括で報告をお願いいたします。5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち整理番号1番について、去る11月24日、申請人の父であるMTさんの立会いのもと、9番農業委員、11番農業委員、私5番農業委員の3名で共同調査をしましたので、5番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口目丸にお住いのMTさんで年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字日和746番6で、地目は田、地積は76㎡であります。農地区分は第1種農地となっており、転用目的は農業用資材置場であります。

申請地は、伊佐湧水消防組合本部から北東へ約500mに位置しており、南側は市道、北側は農道、東側は市道、西側は農道であり周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、事前着手による始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

次に、整理番号2番について報告いたします。申請人の父であるMTさんの立会いのもと共同調査をしております。

申請人は、整理番号1番と同じであります。

申請地は、伊佐市大口目丸字日和746番1で、地目は田、地積は402㎡であります。農地区分は第1種農地となっており、転用目的は農業用資材置場であります。申請地は、市道の改良により取水が出来なくなり農業用資材置場が手狭となっていたため平成30年頃から資材置場として利用していたとのことであります。

申請地は、伊佐湧水消防組合本部から北東へ約 500mに位置しており、南側は通路、北側は宅地、東側は市道、西側は雑種地であり周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、事前着手による始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番、2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号1番、2番は、処分決定いたしました。整理番号3番について11番農業委員の報告を求めます。

1 1 番 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち整理番号3番について、去る11月24日、申請人の父親であるMTさんの立会いのもと、5番農業委員、9番農業委員、私11番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、11番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口目丸にお住いのMTさんで年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字日和745番3で、地目は畑、地積は54㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は倉庫及び資材置場であります。

申請地は、伊佐湧水消防組合本部から北東へ約 500mに位置しており、南側は宅地、東側は山林、北側は宅地、西側は畑であり周囲に与える影響はないかと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、事前着手による始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号3番は、処分決定いたしました。整理番号4番について9番農業委員の報告を求めます。

9番農業委員 議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち整理番号4番について、去る11月24日、申請人の父親であるMTさんの立会いのもと、5番農業委員、11番農業委員、私9番農業委員の3名で共同調査をいたしましたので、9番が報告いたします。

申請人は、伊佐市大口目丸にお住いのMTさんで年齢は53歳です。

申請地は、伊佐市大口目丸字日和740番4で、地目は畑、地積は286㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用倉庫であります。

申請地は、伊佐湧水消防組合本部から北東へ約500mに位置しており、南側は宅地、東側は道路、北側は山林、西側は畑であり周囲に与える影響はないかと思われます。現況は、平成28年5月31日より農業用倉庫として利用しておりましたが、農地法に関する理解が不十分であったため農機具等を置いておく場所が無く、場所を確保するために自宅近くの申請地に許可を得ずに農機具を置いていたとのことで始末書が添付されております。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書、事前着手による始末書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願ひいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということですので、お諮りいたします。整理番号4番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議 長 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、整理番号1番について7番農業委員の報告を求めます。

7 番 議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番について、去る11月24日、申請人の代理人であるT行政書士の立会いのもと、3番推進委員、14番推進委員、私7番農業委員の3名で共同調査をしましたので、7番が報告いたします。

譲受人は、伊佐市菱刈荒田にお住いのUMさんで年齢は27歳です。

譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いのKMさんで年齢は87歳です。

申請地は、伊佐市大口原田字満田原161番地14で、地目は畑、地積は233㎡です。隣接している山林と宅地は一体事業地であり事業計画面積は365.29㎡となり、建築面積は129.05㎡であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は一般住宅であります。

所在地は、県立伊佐農林高校から東へ約800mに位置しており、北側は宅地、西側は市道を挟んで宅地、南側は宅地、東側の地目は畑ですが、現在、宅地で住宅が建ち周囲に与える影響はないかと思われま。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
5 番 農 業 委 員	この案件とは関係はありませんが、関連で 161 番 12 の畑は転用の申請が出て現地調査をした記憶があります。地目が、転用をされた地目になっていませんが、事務局にお尋ねします。
7 番 農 業 委 員	よろしいですか、161 番 11 に建物等は立っておりません。162 番 12 に 4 棟か 5 棟建物が立ち並んでいます。
事 務 局	今、5 番委員から指摘を受けましたことにつきましては、確かに 162 番 12 につきましては転用申請が出され許可後に宅地が建築されています。既に転用許可を得ている土地については、総会資料の地図に図示するところでしたが、それを漏らしておりました。大変申し訳ありませんでした。
5 番農業委員	土地台帳も地目が変わっているのですか。
事 務 局	今現在でということでお答えできないのですが、今年、データ照合した時点では地目は変わっておりません。
議 長	他にございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということですので、お諮りいたします。整理番号 1 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号 1 番は、処分決定いたしました。整理番号 2 番について、1 番農業委員の報告を求めます。
1 番 農 業 委 員	議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 2 番について、去る 11 月 24 日、申請人の代理人である T 行政書士の立会いのもと、2 番推進委員、7 番推進委員、私 1 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、1 番が報告いたします。 譲受人は、伊佐市大口原田に所在にする O 株式会社です。 譲渡人は、伊佐市大口原田にお住いの MK さんで、年齢は 64 歳です。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は駐車場であります。

申請地は、伊佐市大口原田字石橋 689 番 1 ほか 5 筆で、地目は全て田、地積は 6 筆合計で 3,979 m²です。

所在地は、県立伊佐農林高等学校から東へ約 300m に位置しており、南側は転用地、東側は宅地、北側は雑種地、西側は宅地であり、周囲に与える影響はないかと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚排水処理確約書、転用に関する誓約書等が添付されております。

調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 2 番は、処分決定いたしました。議案第 5 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数 2 件について、2 件が処分決定いたしました。

議長 その他、事務局お願いします。

事務局 総会資料の最終ページをご覧ください。11 月の月例報告をいたします。6 日、11 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催されましたが、案件なしのため欠席でした。7 日、始良・伊佐地域農地利用最適化推進会議がみそめ館で開催され、委員 6 名と事務局が出席しております。24 日、現地調査を一斉に行いました。本日 29 日が第 8 回農業委員会総会です。

12 月の行事予定ですが、5 日、12 月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定です。12 日、農業者年金合同地区別説明会がさつま町で開催予定です。21 日が現地調査です。26 日、第 9 回農業委員会総会及び研修会です。月例報告は以上です。

事務局 農政課からのお願いになります。皆様にお配りしております資料になります。地域計画に向けた検討会の日程を12月15日号の広報紙で掲載することとしております。

委員の皆様にはそれぞれお住いの地区での検討会の参加をお願いします。どうしてもお住いの地区での検討会の日都合がつかない場合は、別な地区での検討会に参加ください。必ず1回は参加をお願いします。また、地域の耕作者へ参加を呼びかけてくださるようお願いしたいということで2枚目の参加者名簿に参加してくださる方のお名前を記載いただいて名簿提出期限までに農政課の担い手支援係に提出ください。3枚目に参考資料として地域計画の策定の流れと農業委員会の役割が簡潔に記載されたパンフレットをお配りしております。皆様にはお忙しいところだと思えますが検討会への参加をよろしくをお願いします。

議長 その他、皆様から何かございませんか。

(「なし」という声、あり。)

事務局長 以上で、令和5年度第8回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。おつかれ様でした。

【終了時間 午前9時55分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 5 番

伊佐市農業委員 6 番